

◇◇税理士法人 計理センター◇◇

栃木県宇都宮市西2丁目3番5号 齊藤ビル2階
TEL) 028-636-6790 FAX) 028-632-8389
E-mail ; tgkc@ucatv.ne.jp
URL : <http://www.tgkc.co.jp>

◇経営理念◇

1. 私たちは、お客様のニーズを把握し親切・迅速・的確なサービスを提供します。
2. 私たちは、納税者の権利を守るため、不断の努力によって知識を習得し、税制・税務行政の民主化に生かせるよう活動します。
3. 私たちは、自社の経営体質を堅固にし、社員の労働環境と待遇向上に努めながら、地域の発展と社会貢献に尽くしていきます。



春のレクリエーション

～～ 栃木市 つがの里 ～～

当社、毎年恒例行事の一つ「春のレクリエーション」を4月8日に開催しました。最近レクリエーションは県外へ行くことが多かったのですが、今年は栃木市にて、ボウリング大会&バーベキューを行いました。

午前中はROUND1でボウリング大会。2ゲームプレーしたのですが、男性陣は力任せ？で気持ちがよいほどのストライクを出す人もいれば、勢い余ってガータへ吸い込まれる人も。女性陣は筋が良いのでまっすぐ行くのに、力が足りずスプリットになってしまう始末。私も10数年ぶりであり、なかなか悪戦苦闘・・・1ゲーム終了時スコアが良かった人も、2ゲーム目が終わるころには年配者はへとへとになっていました。若い人のパワーには圧倒されるばかりでしたが、みんなで盛り上がり久々に楽しく運動ができました。



お腹も空いてきたところで、つがの里へ移動してバーベキュー！！天気も快晴にはなりませんでした、雨には降られず、ワイワイガヤガヤ、みんなで焼くバーベキューがおいしかったこと！！

桜は数日前の雨で少し散ってしまっていたので満開ではなかったのですが、酒飲み組は花見酒を楽しんだのでは？この季節ならではの気分を満喫できたレクリエーションとなりました。



今を考える —— 支 援 ——



平成28年4月14日の夜、熊本県益城町で震度7の激しい揺れを観測する地震が起きてから1週間が経ちました。

熊本県と大分県では、現在も震度1以上の地震がこれまでに760回を超えていて、熊本県内では、家屋倒壊や土砂崩れなど地震による直接的な死者は20日までに48人。また「エコミークラス症候群」などの震災関連で11人、行方不明者は3人。熊本県、大分県の両県で避難者は同日時点で約9万3千人にのぼっている。

テレビで、朝5時から子供たちが避難所でおにぎりを握る姿、救急隊員が苦渋の選択で線引きをして救急車を出動させる姿、病院も受け入れが難しい中、対応している姿が報道されるたび、2011年3月11日の東日本大震災を思い出す。私は確定申告期間で最後のお宅訪問中だった。仕事を始めようとした瞬間、地震が起きて間もなくして、目の前の山が地滑りを起こし、農作業をしていた人や民家が飲まれていくのを目の当たりにした。テレビをつけた瞬間、妻の実家がある気仙沼が石油タンクから油が漏れて市内が燃えているのが映し出された。その時は何がどうなっているか、理解できなかった。栃木県も震災当初はガソリンが買えず、20日経って行った気仙沼はテレビで見分けているつもりだったが、言葉に出来ないほど変わりはしていた。

熊本地震発生後の4月17日、福岡市のヤフオクドームでソフトバンクー東北楽天戦の試合前に両軍の選手が、被災地支援のため募金活動をした。また、募金に応じてくれた一人一人と握手し感謝の気持ちを示した。

日刊スポーツでは、マリスト学園2年 杉沢真生さんが出身地の仙台市で1人、熊本の被災地を支援するための募金を呼び掛けている姿を載せている。杉沢さんは小学5年生の時に東日本大震災で被災した。特待生に選ばれ、越境入学で寮のある熊本の高校に入学した。杉沢さんは「この地震で避難(仙台)して遠くに住んでいるからとって、何もできない自分が許せなかった。少しでも助けになれば」と学生証の拡大コピーを首から下げ募金活動を決意し、仙台の友人からも連絡があり一緒に頑張っている。

私も支援ということで「ふるさと納税」を考えました。

総務省が4月1日、ふるさと納税の「お礼品」について商品券や家電などを送らないよう、全国の自治体に要請した。理由としてはインターネットで転売されることが多いことだ。また「自治体を応援するという寄付制度の趣旨に反する」、「税収の偏りを是正するという目的がゆがむ」ことが理由だという。

私が思う本来の「ふるさと納税」とは、寄付を通して地方の方を応援して、「お礼品」を通じて地方の魅力を知ることだと思う。

熊本県がおこなっている被災地支援というふるさと納税は「お礼品」はないが、寄付金の使い道(復興)が明確で良いと思い、協力させていただきました。

平成28年熊本地震

2016年 4月21日 19時49分現在

災害寄付受付自治体合計寄付 190,908,467円 (8,861件)



東日本大震災から5年経って、気仙沼の親戚の方は仮設住宅から復興住宅に住めるようになりましたが、まだ道半ばです。

熊本県の方も現在、余震も続く中、心細いと思いますが、がんばってほしいと思います。

平成29年4月1日に消費税が10%に引き上げられるとともに、軽減税率の導入が決定されました。消費税率は原則10%(国税7.8%、地方税2.2%)になりますが、生活必需品など一部の商品に係る消費税を8%(国税6.24%、地方税1.76%)とするのが軽減税率です。

今回はどのような取引が軽減税率対象となるのかご紹介します。

軽減税率の対象となる取引は以下のものとなります。

酒類及び外食を除く飲食料品の譲渡	飲食料品の譲渡(食品衛生法上の飲食店営業、喫茶店営業その他の食事の提供を行う事業を営む事業者が、一定の飲食設備のある場所等において行う食事の提供を除く)
定期購読契約による新聞の譲渡	定期購読契約が締結された新聞(一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行される新聞に限る)の譲渡

このようにスーパー等で購入する飲食料品、定期購読契約している日刊新聞は軽減税率が適用され消費税は8%となりますが、外食、酒、コンビニ等で購入する新聞は消費税が10%となります。

外食や酒類の線引きが分かりづらいものが多いため以下具体例を記載します。

	軽減税率の対象(8%)	軽減税率の対象外(10%)
コンビニ イトイン フードコート	レジ袋入り、使い捨て容器入りなど持ち帰れる状態での提供	トレーや返却が必要な食器など持ち帰れない状態での提供
屋台	テーブル、椅子、カウンター等の飲食設備なし	テーブル、椅子、カウンター等の飲食設備あり
玩具付きお菓子 商品付き食料品(例:ティーポットと紅茶のセット)	価格が1万円以下で、飲食料品が占める割合が3分の2以上の商品	左記以外
食事の提供	学校給食 有料老人ホームの食事(一定金額以下のもの)	社員食堂 学生食堂
その他	そばやピザの出前	ケータリング
調味料	料理酒(酒税法の酒類ではないため)	みりん(混成酒類のため)

日本の軽減税率は主に飲食料品が対象であり、飲食料品でも細かな線引きがあるため慣れるには相当な時間がかかりそうです。トイレトペーパー等の日用品、医薬品、書籍等は軽減税率から除外されていますが、海外では書籍を軽減税率の対象とする国もあり、今後軽減税率の対象が変更される可能性もあります。

詳細は割愛しますが複数税率に対応できるレジの購入、改修につき、補助金が交付されます。詳細は中小企業基盤整備機構の本補助金専用窓口である軽減税率対策補助金事務局のホームページをご覧ください。 <http://kzt-hojo.jp/>

※今後、消費税の軽減税率対象品目は変更される場合がございますので御注意下さい。



【税務クイズ】

Q

当社は、当期の営業成績が非常に好調であったため、決算賞与を支払うこととなり決算月中に全ての使用人に対しその支給額を伝えました。しかし、手続きが間に合わず支払日が翌月となってしまいました。この場合、支払った決算賞与は当期の損金となりますか？

A

当期の損金に算入可能です。(ただし、当期において損金経理していることが必要。)

解説

次に掲げる要件の全てを満たす賞与は、使用人によるその支給額を通知した日の属する事業年度の損金に算入可能となります。

イ その支給額を、各人別に、かつ、同時期に支給を受ける全ての使用人に対して通知をしていること。

(注1) 法人が支給日に在職する使用人のみに賞与を支給することとしている場合のその支給額の通知は、ここでいう「通知」には該当しません。

(注2) 法人が、その使用人に対する賞与の支給について、いわゆるパートタイマー又は臨時雇い等の身分で雇用している者(雇用関係が継続的なものであって、他の使用人と同様に賞与の支給の対象としている者を除きます。)とその他の使用人を区分している場合には、その区分ごとに支給額の通知を行ったかどうかを判定することができます。

ロ イの通知をした金額を通知した全ての使用人に対しその通知をした日の属する事業年度終了の日の翌日から1か月以内に支払っていること。

ハ その支給額につきイの通知をした日の属する事業年度において損金経理をしていること。

(参考: 法人税法施行令72の3、法人税基本通達9-2-43~44)



私のおすすめの本 『城あるきのススメ』

皆さんは、日本の『お城』に興味はありますか？

私は、昔から古いものに興味があり、神社やお寺、仏像などを見るのが大好きです。ここ数年は『お城』に興味があり、機会があれば城跡を観て歩いています。そんな時に出会った本が、城好きで有名な春風亭昇太さんが書いた『城あるきのススメ』と言う本です。この本は、昇太さんが実際に歩いた城跡の印象や特徴を大変わかりやすく解説していて、読み進んでいくうちに昇太さんと一緒に歩いているような気えしてきます。巻末にはやはり城好きだった坂東三津五郎さんとの対談と城に関する用語の解説が付いています。



ちなみに先日、今大河ドラマで放送中の真田氏の居城だった『上田城』に行ってきました。さすが徳川家康に造らせただけあって、石垣の石が大きくてとても見ごたえがありました。城跡周辺は、戦国時代に陣地取りで戦いがあり沢山の人が亡くなっていると思いますので、私は城跡を歩きながらいつも安らかに眠ってください。…と思いつつ歩いています。みなさんも、遠い昔に思いを馳せてみてはいかがでしょうか？



顧問先紹介 ～ 有限会社 幸田水産 ～



(有)幸田水産の四代目社長幸田栄一氏は、へら鮎釣り界において有名な方で、その知識と経験から、釣堀のアドバイスやへら鮎の卸し業を主な営業をしている会社ですが、今回ご紹介するのは、もう一つの軸となる業務、甘露煮等の加工販売です。

加工商品は主に「うなぎ」と「川魚モロコ」であり、うなぎは地元である結城市の老舗うなぎ屋や寿司屋に卸しており、自店舗でも注文を受けて蒲焼・白焼きを販売しております。特に土用丑の日には多くの注文を頂いていますので是非お電話下さい。(この時期は多くのうなぎをさばきますので肝や骨の唐揚げも販売しております。酒の肴と一緒に御買い上げ下さい。)



奥様がうなぎを
さばいています！

注文して作りたて
をご賞味下さい♪

写真は白焼き



川魚(モロコ)は、茨城県県南地域に昔から伝わる醤油だけで煮つくる「モロコの醤油煮」が自慢の品で、県南地区の農業祭等イベントや近隣スーパーでも置いていただけるようになり、多くの方に食していただいています。

この他にも「甘口こんに」や「釜揚げ海老」等の商品もございますので、結城市に足をお運びの際はお立ち寄り下さい。



所在地 〒307-0027
茨城県結城市粕礼1243
TEL 0296-35-1668
FAX 0296-35-1813
定休日 月曜日

50号線沿いカワチ結城店
直ぐの交差点を南下



四代目社長夫妻



五代目夫婦
&
未来の六代目

商品リスト	
1000円	しょうゆ煮ざっこ 砂糖入りざっこ ふなの甘露煮 わかさぎの甘露煮 わかさぎの煮干し
500円	くずれ甘露煮 ふなの味噌煮 あゆの甘露煮 甘口こんに じじみの佃煮 あみの佃煮 わかさぎの甘露煮 釜揚げえび くるみ小女子 豆えび昆布
300円	いなご煮 小鮎甘辛煮

税務カレンダー

《 5月 》		
内	容	納付／申請期限
個人道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知 通知方法：特別徴収義務者経由で納税義務者へ通知		通知期限 平成28年5月31日
4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付		平成28年5月10日
3月決算法人の確定申告		平成28年5月31日
9月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・ 法人事業税・法人住民税＞（半期分） ※法人税の予定納税額が10万円以下は申告省略です		平成28年5月31日
6・9・12月決算法人の消費税年税額が400万円超の決算法人 ・個人事業者の3月ごとの中間申告		平成28年5月31日
確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付		平成28年5月31日

《 6月 》		
内	容	納付／申請期限
5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付		平成28年6月10日
所得税の予定納税額の通知		平成28年6月15日
4月決算法人の確定申告		平成28年6月30日
10月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・ 法人事業税・法人住民税＞（半期分） ※法人税の予定納税額が10万円以下は申告省略です		平成28年6月30日
1・7・10月決算法人の消費税年税額が400万円超の決算法人 の3月ごとの中間申告		平成28年6月30日

《 7月 》		
内	容	納付／申請期限
6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 ※年2回納付の特例適用者は、1月～6月徴収分を納付		平成28年7月11日
所得税の予定納税額の減額申請		平成28年7月15日
固定資産税の第2期分の納付		平成28年7月中
5月決算法人の確定申告		平成28年8月1日
11月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・ 法人事業税・法人住民税＞（半期分） ※法人税の予定納税額が10万円以下は申告省略です		平成28年8月1日
2・8・11月決算法人の消費税年税額が400万円超の3月 ごとの中間申告		平成28年8月1日